

【記入例】

廃棄物の処理方法

- ・必須項目にチェックがあること
- ・外国語による表示がされていること
- ・申請書に記載する「対応できる外国語」と整合していること

廃棄物処理に関する滞在者への周知方法

- 居室に設置する「利用案内書」に、ごみの適切な処理方法について記載
（英語）（中国語）・韓国語・その他（ ）】
- 施設内で滞在者が排出するごみは、居室内のごみ箱に捨て、居室外に持ち出さない旨を、「利用案内書」または室内のわかりやすい場所に表記する
（英語）（中国語）・韓国語・その他（ ）】
- 居室内のごみ箱やごみ箱上の壁等に、滞在者に分別などがわかるような表記、イラストによる表示をする
【英語・中国語・韓国語・その他（イラストにより表記）】
- その他 { 居室内のごみ箱が一杯になった場合は、管理者に連絡するよう注意書きを室内に貼付 }

は必須項目

- ・一廃・産廃・資源化物別に排出場所が確保されていること
- ・種類ごとに表示があること

廃棄物の保管場所（区分方法）及び表示方法（

保管場所：1階ごみ集積所

居住者ごみとの区分方法：

ごみ集積所の北側を滞在者ごみ排出場所とし、床にしきり線を表示

容器等：一般廃棄物（かご台車）
 産業廃棄物（蓋付大型ごみ箱）
 資源化物（紙類）（キャスターカート（新聞・雑誌） 透明ごみ袋（雑紙））
 資源化物（飲料容器）（透明ごみ袋）
 その他（ ）

表示方法：「ごみ排出場所」看板

「一般廃棄物」「産業廃棄物」「新聞・雑誌」「缶・びん・ペットボトル」「新聞・雑誌以外の紙」のプレートを壁面に掲示

保管場所の図面又は写真を添付してください。

- ・ごみ保管容器の設置場所がわかること
- ・居住者のごみと区分されていること

廃棄物の収集業者等

一般廃棄物	許可業者が収集 （ ）	・ 自社運搬
再生資源化物	許可業者が収集（ ）	・ 再生資源事業者が収集 （自社運搬）
産業廃棄物	許可業者が収集 （ ）	・ 自社運搬

- ・ 全ての項目について、いずれかに印があること

許可業者名については、環境局へ報告してください。

- ・ 申請後から事業開始までに「廃棄物の処理に関する報告」を提出してください。

【産業廃棄物保管場所表示例】

60cm 以上	産業廃棄物保管場所	
	廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず
	管理者名	(株)△△△△ 管理部 ○○○○ 大阪市○○区○○○○
	管理者連絡先	06-xxxx-xxxx
	最大保管高さ	1.8m
	60cm以上	

産業廃棄物は、保管場所に掲示が必要です。
(廃棄物処理法第12条第2項、
施行規則第8条)